

後期募集

平成21年度

岡山市人権啓発活動補助金対象事業を募集します

◆こんな事業が対象になります

岡山市協働のまちづくり条例第2条第1項に該当する活動で、かつ広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、市民の理解を深めることを目的とする広く市民に広報して実施する市内で開催される全市的な活動

■ たとえば

講演会・研修会・啓発イベント等

性別に起因する問題、子ども・高齢者・障害者に関する問題、同和問題、外国人市民に関する問題、ハンセン病患者・回復者及びHIV感染者に関する問題など

募集期間

平成21年9月15日(火)

～平成21年10月15日(木)

◆団体としての要件があります

岡山市協働のまちづくり条例第2条第2項に掲げる団体のうち、第9条第2項の要件を備えて、かつ次の要件を満たす団体が対象となります。

- 広く人権問題に取り組んでいること
- 人権にかかわる各種活動の実績があること
- 広く公的機関との強い関わりを持っていること

◆補助の対象となる経費は次のような経費です

■ 講師等に要する経費

■ 会場使用料

■ ちらし・資料等印刷費 など

◆補助金の額は事業費によって決まります

- 活動に要した費用の2分の1の範囲内で100万円を上限とします。

◆審査について

- 岡山市人権施策推進本部専門部会で審査を行います。

問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 市民局人権推進課
電話 (086)803-1070

(裏面に岡山市協働のまちづくり条例(抜粋)を掲載しています。)

お気軽にお問い合わせ
ください。